

## 長期優良住宅に係る技術的審査 【料金表】（税別）

< 別紙 >

### 1. 新築住宅

< 一戸建ての住宅 >

長期優良住宅単独	設計住宅性能評価と同時申請
54,000 円	7,000 円

注記

- 上記は居住環境に関する基準を除く技術的審査に関する料金です。  
居住環境に関する基準を含む場合は、別途3,000 円（税別）を加算します。
- 計画の変更に係る技術的審査料金は27,000 円（税別）となります。

< 共同住宅・長屋 >

・全住戸数をM とし、法延床面積に応じて、下表に示す額とします。

（単位：円）

法延床面積	長期優良住宅単独 （基本料金 + 戸当り料金）	設計住宅性能評価と同時申請
500㎡以下	20,000 + 7,500×M	3,000×M
500㎡超～1,000㎡以下	30,000 + 7,500×M	3,000×M
1,000㎡超～2,000㎡以下	40,000 + 7,000×M	2,500×M
2,000㎡超～5,000㎡以下	50,000 + 5,000×M	2,500×M
5,000㎡超～10,000㎡以下	100,000 + 5,000×M	2,000×M
10,000㎡超～20,000㎡以下	180,000 + 4,500×M	1,500×M
20,000㎡超～30,000㎡以下	270,000 + 4,500×M	1,500×M
30,000㎡超～	400,000 + 4,000×M	1,500×M

注記

- 小規模マンション（20 戸以下）の場合はM=20 とします。
- 上記は技術的審査9 区分（居住環境の維持を除く）までの料金です。
- 技術的審査10 区分（居住環境の維持を含む）は、別途50,000 円（税別）を加算します。
- 単独で技術的審査を申請した後、予め当機関が定めた期間内に設計住宅性能評価の申請を行った場合は、技術的審査料金（基本料金）の90%を設計住宅性能評価料金から引きします。
- 構造棟数が4 棟以上ある場合は、別途料金を加算します。
- 計画の変更に係る技術的審査料金は、戸当り4,000 円（税別）となります。
- 構造計算書・構造設計図書の変更に係る技術的審査料金は、別途協議と致します。

### 2. 既存住宅の増築・改築

< 一戸建ての住宅 >

標準	評価書等を活用 1
79,000 円	59,000 円

注記

- 上記は居住環境に関する基準を除く技術的審査に関する料金です。  
居住環境に関する基準を含む場合は、別途3,000 円（税別）を加算します。

1

- ・新築時の建設住宅性能評価書等の添付により、耐震性の審査を省略できる場合に限りです。
- ・耐震性に影響のない増築・改築計画の場合に限りです。

< 共同住宅・長屋 >

別途ご相談ください。

### 3. その他の料金

#### 1) 料金を減額するための要件

- ・当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・依頼者が年間開発戸数の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- ・ハウスプラスが定める戸数以上の申請が見込めるときで、当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスの長が判断したとき。
- ・あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に審査業務依頼を行ったとき。

#### 2) 料金を増額するための要件

- ・申請者の非協力その他当機関に帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- ・大規模な計画の変更により申請者が別件として申請した場合を除き、適合証が交付される前に当初の申請内容から対象建築物の計画に変更があったとき。
- ・1. 新築住宅及び2. 既存住宅の増築・改築に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとハウスプラスが判断したとき。

#### 3) その他の料金

ハウスプラスは、次に掲げる場合に費用を別途請求できるものとする。

- ・事前相談
- ・その他ハウスプラスが必要と認めるとき。

#### 取下げ手数料

取下げのタイミング	取下げにおける実費
受付前	実費なし(全額ご返金)
受付後・質疑前	一律5,000円を実費とさせていただきます。
ハウスプラスからの質疑書提出後	技術的審査料金全額を実費とさせていただきます。

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

#### 証明書の滅失、又は汚損・破損による追加発行

追加発行単位	料金
1 住戸又は 1 住棟あたり	5,000 円